

発議第 10 号

大和高田市水洗便所改造資金貸付基金の滞納不明金及び下水道使用料
賦課徴収漏れに関する調査特別委員会の設置について

大和高田市水洗便所改造資金貸付基金の滞納不明金及び下水道使用料賦課徴
収漏れに関する調査特別委員会の設置についてを別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 26 日提出

提出者	大和高田市議会議員	向 川 征 秀
賛成者	大和高田市議会議員	萬 津 力 則
	〃	島 田 宗 彦
	〃	砂 原 弘 治
	〃	沢 田 洋 子
	〃	戸 谷 仁 史

大和高田市水洗便所改造資金貸付基金の滞納不明金及び下水道使用料賦課徴収漏れに関する調査特別委員会の設置について

地方自治法第109条第1項及び大和高田市議会委員会条例第6条第1項の規定により、大和高田市水洗便所改造資金貸付基金の滞納不明金及び下水道使用料賦課徴収漏れに関する調査を行うため、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名称 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金の滞納不明金及び下水道使用料賦課徴収漏れに関する調査特別委員会
2. 委員の定数 8人
3. 設置の根拠 大和高田市議会委員会条例第6条第1項の規定に基づくものである。
4. 調査事項
 - (1) 滞納不明金の損害について
 - (2) 賦課徴収漏れにおける時効により請求できない額の損害について
 - (3) 賠償及び責任の所在について
 - (4) 再発防止策について
 - (5) その他大和高田市水洗便所改造資金貸付基金の滞納不明金及び下水道使用料賦課徴収漏れに関するすべての事項について
5. 調査期限 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金の滞納不明金及び下水道使用料賦課徴収漏れに関する調査特別委員会は、審査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。